

議案第 48 号

瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 8 号雇用均等・児童家庭局長通知）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 5 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間」を「当分の間」に、「令和 7 年 3 月 31 日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

